

令和7年12月3日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年（行ウ）第70号 公文書非公開決定処分取消請求事件

口頭弁論終結日 令和7年10月8日

判 決

原 告

相模原市中央区中央2丁目11番15号

被 告

同代表者市長兼処分行政庁

同訴訟代理人弁護士

指 定 代 理 人

主 文

相 模 原 市

本 村 賢 太 郎

石 津 廣 司

別紙指定代理人目録のとおり

1 処分行政庁が令和6年12月3日付けで原告に対してした公文書
非公開決定（相模原市指令（相ま）第1号）を取り消す。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、原告が、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。
以下「本件条例」という。）に基づき、SC相模原その他の団体が共同で提出し
た相模原駅北口地区土地利用計画」に関する提案書について、公文書の公開請
求をしたところ、処分行政庁が、上記提案書の存否を明らかにせずに上記提案
書を非公開とする旨の決定をしたことから、被告に対し、上記処分の取消しを
求める事案である。

2 本件条例の定め

別紙本件条例の定めのとおり

3 前提事実（争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 相模原駅北口地区土地利用計画に係る民間提案募集について（争いのない事実、乙1）

被告は、相模原市中央区小山に所在する旧米軍相模総合補給廠の土地の一部の利用方法に関し、「相模原駅北口地区土地利用計画」（以下「本件計画」という。）を策定して、具体的な施設規模や配置等を定めることとして、検討を進めていた。

そして、被告は、民間事業者等の知見やノウハウを生かした提案を踏まえて本件計画を策定することとし、令和6年7月に、「相模原駅北口地区土地利用計画に係る民間提案募集実施要領」（以下「本件実施要領」という。）を公表して、「相模原駅北口地区土地利用計画に係る民間提案募集」（以下「本件提案募集」という。）を実施した。

本件実施要領においては、本件提案募集について、提案書の提出後、書面審査によってプレゼンテーション・対話を行う提案を選定し、プレゼンテーション・対話を通じて提案内容を確認した上で、本件計画の骨子案等を作成することとされ、市が参考とする提案を求めるものであり、一者の優秀提案を選定するものではないとされていた。また、本件提案募集の参加資格要件には、被告の実施する事前説明会に参加できる者であることが含まれていた。

本件実施要領においては、本件提案募集の結果について、書面審査の結果及び本件計画を策定するうえで本件提案募集において参考とした提案の概要等について被告のホームページで公表することが予定されていたが、提案者の社名等は原則公開しないとされつつも、提出資料は本件条例等に基づき取り扱う旨が記載されていた。

(2) 提案書提出の事実の公表（争いのない事実、甲3～6）

相模原をホームタウンとするスポーツチームであるSC相模原、三菱重工相模原ダイナボアーズ、ノジマステラ神奈川相模原及びノジマ相模原ライズ（以下、上記4団体を総称して「本件4団体」という。）は、令和6年11月19日、各団体の公式ホームページにおいて、本件4団体が、同年9月に、他のステークホルダーと共同で、被告が実施する本件提案募集に参加し、提案書を提出した旨を公表した。

(3) 処分に至る経緯（争いのない事実）

原告は、令和6年11月20日付けで、処分行政庁に対し、本件条例5条、6条に基づき、公開請求に係る公文書の内容を「SC相模原、三菱重工相模原ダイナボアーズ、ノジマステラ神奈川相模原及びノジマ相模原ライズその他団体から共同で提出された「相模原駅北口地区土地利用計画」に関する提案書」（以下「本件文書」という。）と特定して、公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）をした。

処分行政庁は、同年12月3日、本件請求に対し、「当該文書の存否を答えるだけで、提案者名を公開することとなり、法人等の不利益が生じる可能性があるため、その存否を明らかにすることができない。」として、本件条例10条、11条2項後段に基づき、本件請求を拒否する旨の決定（以下「本件処分」という。）をした。

(4) 本件訴訟の提起

原告は、令和6年12月19日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

4 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、本件処分の適法性である。

(1) 被告の主張

ア 本件提案募集について

本件提案募集において提出された提案書は、被告が本件計画を策定する

上での参考とするもので、今後、国が対象地である相模原駅北口地区の土地の処分を行う際に、提案を行った者に対して有利又は不利な地位を与えるものではなく、かつ、提案は無償でされることを前提としていた。そのため、提案によって社名が公表されると提案内容に対する企業の社会的信用や責任が生じる反面、有利な地位を得られるわけでもないということから、本件提案募集への参加自体に慎重にならざるを得ないといった意見があった。そこで、多くの事業者の参加や自由かつ率直な意見の提出を期待し、本件実施要領において、提案者の社名等は原則公開しないとの条件を付していた。なお、民間事業者等が提案書を提出するためには、事前説明会への参加及び参加申込書の提出が条件となっていた。

イ 本件処分の理由

本件文書の存否を答えると、下記のとおり、本件条例7条3号イ又は同条5号の非公開情報の保護利益を害することになるため、本件請求については、存否応答拒否をした。なお、被告は、前記前提事実(3)の理由により、本件処分をしたものであるが、本件処分の理由を以下のとおり変更する。

(ア) 本件条例7条3号イ該当性

本件請求の対象となっている文書は、本件文書であるところ、その存否を答えると、自ずと本件提案募集において特定の法人等が提案書を提出したという情報又は事前説明会への参加及び参加申込書の提出など本件提案募集に参加はしたが提案書は提出していないという情報が明らかとなる。

前記アの提案者の社名等は原則公開しないとの条件を付した趣旨を踏まえると、当該条件が守られず、いずれかの法人等について上記情報が明らかになることで、当該条件を信頼して提案を行った法人等、又は参加はしたが提案を行わなかった法人等が被告に不信感を持つことにつながり、本件提案募集だけでなく、民間事業者等による自由かつ率直な意

見を表明してもらう必要のある他の事案についても、参加する事業者数や自由かつ率直な意見の減少等により、提案募集の事務に支障が生じたり、最少の経費で最大の効果をあげることが困難となるおそれが生じるため、本件提案募集が終了した後においても、当該条件を継続させる必要がある。

したがって、提案書の提出の有無という情報は、本件条例7条3号イの非公開情報に該当する。

なお、原告の主張によれば本件4団体及びその他団体が同一グループとして共同で提案書を提出しているというのであるから、その他団体も提案書提出の事実を公にすることを希望しているとはいえない以上、本件4団体のみが提案書を提出した旨を公表していることは、同号イの該当性を左右するものではない。

(イ) 本件条例7条5号該当性

前記(ア)と同様、本件文書の存否を答えると、自ずと本件提案募集において特定の法人等が提案書を提出したか否かという情報が明らかとなる。このような情報が明らかになれば、提案者の知名度等によりその提案内容に対する評価が左右されると受け取られかねず、民間事業者からの自由かつ率直な意見を期待して実施した本件提案募集の趣旨を没却し、本来期待した本件計画の審議を進めることが困難となり、被告内部の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、相模原駅北口地区の土地については市民の関心が特に高いところ、被告における同土地利用に係る検討及び国における相模原駅北口地区の土地利用に係る将来的な検討において、他の法人等の提案書の提出の有無が公にされていない中で、少なくとも、提案書を提出したことが明らかとなった法人等の名称のみが独り歩きすることで、当該法人等が

提案書を提出した法人等の中心であるかのような誤った情報を市民等
与え、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるだけでなく、こ
うした誤った情報に基づく土地利用の方法に対する市民の賛否を伴う新
たな運動へと発展するおそれがある中において今後の本件計画の策定に
向けた検討を進めていくことは、被告内部の率直な意見の交換若しくは
意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、提案書の提出の有無という情報は、本件条例 7 条 5 号の
非公開情報に該当する。

ウ 理由付記について

本件処分においては、その根拠条文を明示し、さらに具体的理由を摘示
しているし、現に原告が、訴状において、本件条例 7 条 3 号アに該当する
ものと解して主張を展開しているのであるから、理由付記の程度が不十分
であるとはいえない。

(2) 原告の主張

ア 本件条例 7 条 3 号イ該当性

本件条例 7 条 3 号イの文理及び趣旨からすれば、法人等が実施機関に情
報を提供した事実そのものまでを非公開情報として保護するものとは解
されない。この点を措いても、本件では、法人等自らが当該事実を公表し
ているから、同号イの保護にかからしめる必要はない。

また、同号イにいう「実施機関の要請を受けて」とは、実施機関の要請
を受けて提出された場合に例外的に非公開とするとの趣旨であり、実施機
関から特定の法人等への個別的な働きかけによるものに限られるという
べきであって、法人等が自らに有利な政策決定を求めて、そのための資料
を実施機関に持ち込んだような場合は含まれず、実施期間が対象を特定せ
ずにする募集等も含まれない。本件提案募集は、特定の法人等を対象にし
たものではない上、提案書を提出した者は、自らの提案が本件計画に反映

されることなどを期待していると考えられるから、本件4団体その他団体が提案書を提出したという事実の有無は、「実施機関の要請を受けて」に該当しない。

さらに、前記前提事実(1)の本件実施要領の記載については、ホームページでの公表に関する言及にすぎないこと、「原則」との留保があること、被告による一方的な意思表示にすぎないことなどからすれば、「公にしないとの条件」があったとはいえない。

加えて、同号イにいう「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については、必要に応じ、情報提供後の変化も考慮する趣旨であるところ、本件4団体は既に提案書提出の事実を公表していることなどに照らせば、同文言にも当たらないというべきである。

したがって、本件4団体その他団体が提案書を提出したという事実の有無は、同号イに該当しない。

イ 本件条例7条5号該当性

本件請求の時点で、本件4団体が既に提案書提出の事実を公表していたが、同公表により被告が主張する「おそれ」が現実化したという事情はないし、本件文書の存否を答えることで改めて上記の「おそれ」が生ずることも考えられない。

したがって、本件4団体その他団体が提案書を提出したという事実の有無は、本件条例7条5号に該当しない。

ウ 理由付記の不備

本件処分については、理由の付記が求められるが、本件処分においては、本件条例10条が適用されたことは明らかになっているものの、本件条例7条各号の規定が摘示されておらず、同条各号のいずれの非公開事由に該当することが理由とされたのかが判然としない上、「法人等の不利益が生

じる可能性」の具体的内容は何ら明らかではなく、原告において、いずれの非公開事由に該当するのかをその根拠とともに了知し得るものとはいえず、理由の付記として十分ではない。

第3 当裁判所の判断

1 本件文書の存否を回答した場合に公開されることとなる情報

被告は、本件文書の存否を回答した場合、本件条例7条3号イ及び同条5号の非公開情報を公開することとなると主張するので、まず、本件文書の存否を回答した場合に、いかなる情報が公開されることになるか検討する。

本件請求における本件文書の特定の仕方（前記前提事実(3)）からすれば、本件請求に対して、被告が本件文書の存否を回答した場合には、「本件4団体その他団体」が共同で本件計画に関する提案書を提出したか否かの情報が公開されることとなるといえる。

この点に関し、被告は、事前説明会への参加及び参加申込書の提出など本件提案募集に参加はしたが提案書の提出はしていないという情報も明らかになると主張するが、仮に、被告が本件文書は存在しないと回答した場合には、本件4団体が事前説明会に参加するなどしたが、提案書は提出しなかった場合も、そもそも事前説明会に参加するなどしていない場合も想定されるから、被告が主張する上記情報は明らかにならず、上記主張は採用することができない。

以下、上記を前提に、本件条例7条3号イ及び同条5号該当性を検討する。

2 本件条例7条3号イ該当性について

- (1) 本件条例7条3号イは、非公開を前提として任意に提供された情報について、情報提供者の信頼と期待を保護する趣旨に出たものと解され、同号にいう「当時の状況等」には、当該条件が付された時点における諸事情を基本に判断することを意味するとともに、事後の事情の変更を勘案することも許容する趣旨であると解される。

そして、前記前提事実(2)のとおり、本件4団体は、本件請求の時点で、各

団体の公式ホームページにおいて、本件4団体が、他のステークホルダーと共同で、本件提案募集に参加し、提案書を提出した旨を公表しており、本件処分の時点では、本件4団体が他のステークホルダーとともに本件提案募集に関して提案書を提出したことが公表されていた。

そうすると、この公表によって、本件4団体としては、自らが提案書を提出した事実が公にされないという条件を自ら放棄したというべきであるから、前記の同号イの趣旨に鑑みれば、もはや本件4団体が公表した事実については、同号イに該当しないというべきである。

そして、本件4団体とともに提案書を提出したとされる「他のステークホルダー」が提案書を提出した事実を公表したか否かは明らかではないが、前記1で説示したとおり、被告が本件文書の存否を回答しても、「本件4団体その他団体」が提案書を提出したか否かが明らかになるだけであり、「その他団体」の名称が判明するものではないから、本件4団体とともに提案書を提出されたとされる「他のステークホルダー」の不利益等は、同号イ該当性を判断する際に考慮する必要はない。

したがって、「本件4団体その他団体」が提案書を提出したか否かの情報は、同号イに当たらない。

- (2) これに対し、被告は、本件提案募集において提案者の社名等は原則公開しないとの条件を付した趣旨を踏まえると、当該条件が守られなければ、本件提案募集だけでなく、民間事業者等による自由かつ率直な意見を表明してもらう必要のある他の事案についても、支障が生じるなどのおそれが生じることから、当該条件を継続させる必要があると主張する。

しかし、前記(1)で説示したとおり、本件条例7条3号イは、情報提供者の信頼と期待を保護する趣旨に出たものであり、被告の主張する上記おそれは、当該情報提供者以外の情報提供者（潜在的なものを含む）の信頼と期待を害し、ひいては被告の事務に支障が生じることを主張するものにすぎず、同条

5 号該当性において検討すべき事情であって、同号イ該当性を左右する事情ではない。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

3 本件条例 7 条 5 号該当性について

5 (1) 本件条例 7 条 5 号は、行政機関内部又は行政機関相互の間の審議・検討又は協議に関する情報が開示されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定的情報と誤解され市民の間に混乱を生じさせたり、又は投機を助長するなどして特定の者に利益を与えたり不利益を及ぼしたりするおそれがあることから、このような場合には非公開とすることを認める趣旨に出たものと解される。そして、同号にいう「おそれ」は、単に実施機関においてそのおそれがあると判断するだけでなく、客観的にそのおそれがあると認められることが必要であると解される。

10
15 また、同号が「不当に」という要件を付加していることからすれば、同号所定の非公開情報に当たるというためには、当該情報の性質に照らして、公開することの利益と非公開とすることによる利益とを比較衡量した上で、「不当」といえるものであることが求められるものと解される。

20 (2) この点につき、被告は、本件文書の存否を答えると、本件提案募集において特定の法人等が提案書を提出したか否かという情報が明らかとなり、そのような情報が明らかになると、当該団体らの知名度等によってその評価が左右されると受け取られ、被告内部の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるとか、当該団体らが提案書を提出した法人等の中心であるかのような誤った情報を市民等に与え、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるなどとして、本件条例 7 条 5 号に該当すると主張する。

25 しかし、前記 1 で説示したとおり、被告が本件文書の存否を答えた場合には、「本件 4 団体その他団体」が提案書を提出したか否かが明らかになるのみ

である。そして、本件実施要領において、本件提案募集については、プレゼンテーション・対話を通じて、本件計画の検討の参考とするものであり、一者の優秀提案を選定するものではないとされていたのであるから（前記前提事実(1)）、特定の団体らが提案書を提出したか否かという情報が公になることのみによって、内容が明らかとなっていない提案内容について、被告が主張するおそれが客観的にあるとはいいい難い。また、前記2(1)で説示したとおり、本件処分の時点では、本件4団体が他のステークホルダーとともに本件提案募集に関して提案書を提出したことが公表されていたところ、これによって、被告が主張するおそれが具体化したことはいかがわらず、本件請求に対して被告が本件文書の存否を回答することによって、改めて上記のおそれが生じるとはいいい難い。加えて、本件文書の存否の回答によって上記のおそれが生じるとしても、既に本件4団体が提案書を提出した事実が公になっている状況においては、被告が本件請求に対して本件文書の存否を明らかにせず非公開とすることによる利益は、本件文書の存否を明らかにして、本件請求に対して公開又は非公開の決定をすることによる利益を明らかに下回っているといえるから、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が「不当に」損なわれるおそれ又は「不当に」市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとはいいい難い。

さらに、本件4団体とともに提案書を提出したとされる「他のステークホルダー」が提案書を提出した事実を公表したか否かは明らかではないが、前記1で説示したとおり、本件文書の存否について回答がされても、「本件4団体その他団体」が提案書を提出したか否かが明らかになるだけであり、「その他団体」の名称が判明するものではなく、本件4団体が既に公にしている事実に加えて、何らかの新たな情報が公になるものでもないから、「他のステークホルダー」が提案書を提出した事実を公表しているか否かは、同号該当性を判断する際に考慮する必要はない。

したがって、「本件4団体その他団体」が提案書を提出したか否かの情報は、
同号に当たらない。

- (3) これに対し、被告は、被告から提案者名を公表していないから、被告主張
のおそれが現実化していないだけであると主張する。

しかし、公表の主体が被告か本件4団体かは、上記のおそれを検討する上
では関係がない事情であるといえるし、前記(2)で説示したとおり、少なくと
も本件4団体が公表している状況下では、上記のおそれが客観的に存在する
ということとはできず、また、本件条例7条5号の「不当に」という要件を満
たさないというべきである。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

4 小括

「本件4団体その他団体」が提案書を提出したか否かの情報は、本件条例7
条3号イ及び同条5号のいずれにも当たらないから、本件文書「が存在してい
るか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」(本件条例1
0条)には当たらないから、同条に該当することを理由に本件文書の存否を明
らかにしないでされた本件処分は違法であるといわざるを得ない。

第4 結論

以上のとおり、原告の請求には理由があるからこれを認容することとして、
主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官

岡田伸太

岡 田 伸 太

裁判官 向井 敬二 

向 井 、 敬 二

裁判官 野田 翼 

野 田 翼

別紙

指定代理人目録

岩井雄一郎、森英紀、林吉郎、臼井竜太、湯田和弘、清水寛誉、石沢智洋、
梶野喜一、佐野正直、寺尾拓視、檜村明香

以上

別紙

本件条例の定め

1 1条（目的）

この条例は、公文書の公開を請求する市民の権利を定めることにより、市政に対する市民の理解を深め、一層開かれた市政の推進を図り、もって市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、地方自治の本旨に即した市政の運営に寄与することを目的とする。

2 2条（定義）

1項 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

2項 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（…）を含む。第15条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。（以下略）

2号 実施機関

3 5条（公文書の公開を請求できるもの）

何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

4 6条（公文書の公開の請求方法）

1項 公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対して、次の事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。（以下略）

1、2号（略）

3号 公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項

4号（略）

2項 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（…）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。（以下略）

5 7条（公文書の公開義務）

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

1、2号（略）

3号 法人その他の団体（…以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア（略）

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないとされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

5号 市の機関…の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

6、7号（略）

6 10条（公文書の存否に関する情報）

公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。 以上

これは正本である。

令和7年12月3日

横浜地方裁判所第1民事部

裁判所書記官 金山素子

